

暮らしの i Information

募 集

非常勤・パート職員募集

地域包括支援センター業務補助員

(非常勤) 1名

■応募資格／60歳未満で町内居住、介護支援専門員資格など

■任用期間／2月1日～3月31日
(以降更新可能)

■業務内容／介護保険サービス利用者のうち要支援の方に対する支援の補助

■勤務時間／月々金曜8時45分～16時
■勤務場所／福祉医療課

■賃金・待遇／月額11万7200円
15万2500円

■申込方法／履歴書にハローワークからの紹介状を添えて1月18日(金)までに提出

町内の各種グループ・サークルの催しなどをお知らせください
※掲載希望月の前月10日までに総合政策課企画振興室広報広聴係へ要連絡

納税だより

【償却資産の申告を忘れずに】

今年1月1日現在、町内で事業を営み、事業用償却資産(事務機器、店舗用備品、各種機械、工具など)を持っている方には固定資産税がかかりますので、必ず申告してください。なお、平成31年度償却資産申告案内は12月下旬に発送しています。該当資産がない場合でも申告書に記入し1月31日(木)までに届出をしてください。

問 税務課資産税係 ☎ 56-8004

【給与支払報告書の提出期限は1月31日】

平成30年中に給与・賃金(専従者給与を含む)を支払った事業所・個人事業主は、受給者について年末調整をしているか否かに関わらず、給与支払報告書(総括表・個人明細書)を、1月31日(木)までに提出しなければなりません。

■従業員の利便性向上や地方税法の趣旨に基づく適正・公平な課税と徴収を目的に、北海道全体として全ての事業所で個人住民税の「特別徴収(給与天引)」をしていたくよう取り組んでいます。

■平成30年中に給与の支払いを受けた方が、退職、他の会社で特別徴収をしているなど、その事業所で特別徴収ができない場合のみ「普通徴収(本人納付)」として届け出ます。(原則、役員・パート従業員なども特別徴収となります)。

■給与支払報告書には退職(予定)日を必ず記入してください

■給与支払報告書は、受給者が今年1月1日現在居住する市区町村あてにそれぞれ提出してください。

■個人番号(マイナンバー)の記載をお願いします。

■個人事業主の方が提出する際は、事業主本人の身元確認と個人番号確認が必要となりますので、忘れずに用意してください(法人の場合は不要)。

問 税務課住民税係 ☎ 56-8003

問 福祉医療課地域包括支援センター
☎ 23-0100

小学校外国語通訳支援員 若干名

■応募資格／不問※教員免許がなければなお可、英語でのやり取りが可能な方(日本語が理解できる方)

■任用期間／採用決定日～3月31日
(以降更新可能)

■業務内容／対象児童に対し外国語通訳業務全般を行います。日本語指導、授業内容の通訳業務、学校生活全般のサポート、その他右記に付随する業務全般

■勤務時間／8時30分～15時のうち5時間程度

■勤務場所／町内小学校

■賃金・待遇／時給1500円(社会保険・雇用保険・通勤手当)、週休二日制(土日祝) ※学校行事により、休日勤務の場合振り替え

有、夏期・冬期休業中は勤務がないため賃金は支給されません

■申込方法／履歴書を提出
問 教育委員会学校教育課

☎ 56-8018

倶知安風土館パート職員 1名

■応募資格／町内在住※近隣町村在住の方応相談

■任用期間／3月31日まで

■勤務場所／倶知安風土館

■業務内容／受付窓口でのチケット販売ほか、風土館業務全般の補助

■賃金／時給850円
■勤務時間／週3日以内の交代勤務、9時～17時(休憩1時間)

※土日祝日の勤務有、シフト制
■申込方法／履歴書にハローワークからの紹介状を添えて提出

■選考方法／書類選考、面接
問 倶知安風土館 ☎ 22-6631

児童指導補助員(パート) 若干名

■応募資格／町内在住(近隣町村在住で通勤可)で、子育て経験者

■任用期間／採用決定日～3月31日
(以降更新可能)

■業務内容／児童指導員の補助業務
■勤務時間／平日は14時～18時、長期休暇中は8時～14時または14時～18時※小学校の授業時間により変更有。週20時間未満の勤務

■勤務場所／放課後児童クラブまたは北児童館

■賃金・待遇／時給850円
■申込方法／履歴書とハローワークからの紹介状を添えて提出

問 福祉医療課 ☎ 23-0500

自衛官募集

自衛官候補生(第7回)

■受験資格／採用予定月の1日現在

18歳以上33歳未満の男女

■受付期間／通年

■試験日／2月23日(土)、24日(日)

■関知安地域事務所 ☎23-3540

笹山 武 市 ☎22-2433

佐名木 幸 子 ☎22-4302

清水 礼 子 ☎22-0075

古谷 和之 ☎23-3165

周知

赤十字講習会

日常生活の中でけがや急病、あるいは交通事故などが発生した場合に、けが人などを医師に引き継ぐまで、または救急車が到着するまでの間の正しい対処法を学ぶ講習です。スキーパトロールのスキー技術、ゲレンデでの応急手当を学びます。

■場所／旭ヶ丘スキー場

■受講料／300円(当日) ※別途リフト代がかかります

■申込方法／申込期間中に氏名、住所、電話番号、生年月日を添えて「日本赤十字社倶知安町区分」宛てに申し込み

■関日本赤十字社倶知安町区分(住民環境課生活安全係内)

☎56-8005、☎23-2044

赤十字雪上安全法救助員養成Ⅱ

■日時／1月19日(土)～20日(日)9時～16時

■受講対象／雪上安全法救助員Ⅰの資格を有する方

■申込期間／1月11日(金)

赤十字雪上安全法短期講習

■日時／2月3日(日)9時～16時

■受講対象／雪上安全法救助員Ⅱの

資格を有する方

■申込期間／1月23日(木)

冬季生活支援費助成事業

灯油価格の高騰が町民生活に影響を及ぼしていることから、低所得など一定の基準を満たす世帯に助成をしています。対象と思われる世帯にはお知らせしていますが、届いていない世帯で次の要件に該当する場合は申請をしてください。

■基準日／平成30年12月1日現在

■対象世帯／平成30年度町民税非課税世帯で次の要件に該当すること

①高齢者世帯／全員が70歳以上(昭和23年11月30日以前生まれの人)

②障がい者世帯／身体障害者手帳(1級または2級・療育手帳・精神障害者福祉手帳を持つている、または障害年金を受給している(該当者が世帯主または配偶者、もしくは2親等以内の親族からなる世帯)

③ひとり親世帯／児童(平成12年4月2日以降に出生)を扶養する母子および父子家庭、または実際に扶養している、もしくは両親がいない18歳以下の子どもを養育している世帯

■支給額／1万2千円

【対象にならない世帯】

生活保護世帯・施設入所や長期入院など、その他の理由により1カ月以上対象者が不在となる世帯・事実上他の者に扶養されている世帯

■手続きに必要なもの／世帯主の印鑑、通帳、保険証など本人確認のできるもの

※障がい者世帯は他に、各種手帳、障害年金証書または障害年金通知書

■受付期間／3月15日(金)まで

■関福祉医療課 ☎23-0500 ※高齢

者世帯は高齢者介護保険係、障がい者世帯・ひとり親世帯は福祉係へ問合せください

競争入札参加資格審査申請

2019、2020年度に町が発注する工事、業務委託、物品購入その他契約に係る入札参加希望者の資格申請を受け付けます。

※郵送可(受付期間内必着)

※詳しくは公示内容、HPを参照。

■受付日時／2月1日(金)～28日(木)8時45分～17時30分※閉庁日を除く

■提出先／建設課管理係(分庁舎) 関建設課 ☎56-8011

■なお、羊蹄山麓環境衛生組合への申請は直接提出または郵送。

■関羊蹄山麓環境衛生組合 ☎22-0211(字比羅夫266番地3)

野犬掃討

人や他の動物への危害防止のため、野犬掃討(放し飼いの犬も対象)を実施します。

■日時／1月7日(月)～3月31日(日)

■愛犬が対象にならないよう、次のことを守りましょう。

- ①放し飼いや、逃げ出せる環境で犬を飼育しない
- ②散歩の際は必ずリードを装着する
- ③犬の登録、狂犬病予防注射を行い、登録鑑札票、予防注射済票を首輪につける
- ④犬がいなくなった時にはすぐに役

場に連絡する

⑤犬が戻った時の連絡も忘れずに

■関住民環境課環境対策室地域衛生係 ☎56-8008

電源立地地域対策交付金事業

電源立地地域対策交付金は、発電用施設の立地の促進・運転の円滑化を図るため、発電用施設の立地地域・周辺地域で行われる公共用施設の整備や住民福祉の向上に資する事業に對し交付されるものです。

今年度は、倶知安町で440万円の交付金を公立保育所運営事業として、地域における福祉サービスの充実を図るため、くつちゃん保育所ぬくぬく運営に活用しています。

北方領土の日特別啓発期間

返還へ 世代を越えて つなぐ声

わが国固有の領土である北方四島の早期返還実現は、道民はもとより国民の長年にわたる悲願です。道、市町村および関係団体は、一日も早い北方領土問題解決のため、国の外交交渉を後押しする立場から、2月7日「北方領土の日」を中心に、「北方領土の日特別啓発期間」を定め、一層強力に啓発活動を展開します。

■期間／1月21日(月)～2月20日(水)

■関北方領土復帰期成同盟後志地方支部 ☎22-0216

テレビ受信障害対策工事

1月24日(木)以降より、町内の一部において携帯電話事業者による新しい電波の利用が開始されます。その電波が地上波デジタル放送に影響を

与える場合があります、700メガヘルツ利用推進協会にてテレビ受信障害対策工事を実施します。事前にテレビ映像に影響が出る恐れのある一部地域のご家庭にチラシを投函（必要により訪問）してお知らせをします。

なお、工事の費用は全て同協会の費用負担（無償）で実施します。

■700メガヘルツ受信障害対策

コールセンター

☎0120-7000-012（無料）

※受付時間は9時～22時、年中無休
つながらない場合

☎050-3786-0700（有料）

仕事休もつ化計画

【事業者の皆様へ】

年末年始の事業計画は従業員の年次有給休暇取得を考慮しましょう。労使協定を結ぶことで、計画的に取得日を割り振ることのできる「計画的付与制度」も活用できます。休暇を取得しやすい環境づくりに取り組みましょう。

【労働者の皆様へ】

年末年始休暇取得の際は、会社に申し出ましょう。仕事を計画的に進めると同様に、職場と調和を図り計画的に休暇を取得しましょう。

■厚生労働省北海道労働局雇用環境・均等部指導課

☎011-709-2715

倶知安演劇部からのお知らせ

倶知安高校演劇部は、昨年10月の後志支部演劇発表会にて、全道大会には届かなかったものの優秀賞と審査員特別賞を受賞しました。その作

品を地域の皆さんにも見ていただくため、次のとおり公演を行います。

■日時／1月27日(日)、13時開場、開演時間は13時30分～14時30分

■場所／文化福祉センター

■作品名／あいにき（出演／村田優菜、田村淳衣、菊地紗輝）
歌って踊って、笑いあり涙ありの1時間をお届けします。

バスに乗りよう！平成30年冬版の訂正について

広報12月号の折込にて配布した「バスに乗りよう！平成30年冬版」について、次のとおり一部記載内容に誤りがありましたので訂正し、お詫び申し上げます。

■訂正箇所（裏面（時刻表側））

【JRからの乗り継ぎのご案内】

小樽発15時3分着（誤）

↓小樽発15時9分着（正）

【JRへの乗り継ぎのご案内】

小樽行9時35分発（誤）

↓小樽行9時38分発（正）

蘭越行9時43分発（誤）

↓蘭越行9時51分発（正）

札幌行21時40分発（誤）

↓小樽行21時40分発（正）

■総合政策課 ☎56-8001

議会広報12月号の訂正について

12月発行の「倶知安の議会」について、内容に一部誤りがありましたので訂正し、お詫び申し上げます。

■訂正箇所／22ページ2段目4行目から

（誤）→報告がありました。最終的に、問題が無いと判断された掘削士は大

消費者コーナー

倶知安消費者協会

謹賀新年

今年は順調な天候に恵まれ、町民こぞって喜び合える年にしたいものです。

「北海道消費生活センターだより」より

①宅配業者をかたるメールにご注意！

実在する銀行やクレジット会社などの名でメールを送り「氏名・住所・カード番号」を聞き出す「フィッシング詐欺」も横行しています。「聞いてきたから、答えてあげよう」という親切心を利用されるものです。

②「今冬も無理なく節電」

生活に無理のない範囲で節電を！

③灯油価格高騰中!?

当協会調べでは、12月は11月に比べ少額ですが値上がりしています。対策のひとつは省エネ行動です。

■消費生活相談室（公民館1階団体室）

■月・水・金曜日10時～15時 ☎23-1522

のみの専用（臨時）番号です）

北海道電力からのお願い

この冬も引き続き「無理のない範囲での節電」にご協力をお願いいたします。詳しくはHPをご覧ください。

☎ <http://www.hepc.co.jp/power-saving/>

通行止めのお知らせ

北海道中学校スキー大会クロスカントリースキー競技の旭ヶ丘クロスカントリースキーコースでの開催に伴い、道路の一部を次のとおり通行止めになります。ご迷惑をおかけしますが、ご理解とご協力をお願いします。

■区間／旭ヶ丘公園通り※スキー場前

■期間／

1月11日(金)8時～11時30分
12日(土)7時30分～12時
13日(日)7時30分～14時

■大会事務局 ☎22-0192（倶知安中学校・齋藤一真）

消防署からのお知らせ

屋根の雪下ろしは十分注意して行いましょう

毎年、屋根の雪下ろし作業中の転落事故や、除雪中屋根からの落雪による事故が発生しています。除雪作業をする際は次のことに注意して行いましょう。

- ・気温が上がる午後などは屋根の雪の緩みに注意する。
 - ・屋根の雪に割れ目があるときや、水滴が落ちてきたりするときには軒下に近づかない。
 - ・作業する時は滑り止めの付いた靴を履き、安全な服装で行う。
 - ・屋根上で作業する時は命綱を必ずつけ、はしごはしっかりと固定する。
 - ・作業は極力2名以上で行い、やむを得ず一人でやる場合は家族や隣人に声をかけてから行う。
- 以上のことに注意して安全に作業を行いましょう。

11月月末までの災害出動状況

	平成30年	平成29年
火災	8件	11件
救急	718件	767件
救助	28件	22件
その他	121件	147件

まちの事件簿―地域安全ニュース

主な事件

▽窃盗（車上ねらい）事件の発生
住宅前の駐車車両の鍵穴が壊される事件がありました。

交通事故

▽11月21日、町内字山田の町道交差点内において、車両同士の追突事故が発生しました。
▽11月23日、国道5号線において、共和町方向に走行する車両と出会い頭衝突する事故が発生しました。

11月月末までの町内交通事故発生状況

	平成30年	平成29年
人身	27件	24件
物損	649件	524件
死者	0名	0名

おたんじょう
おめでとう

ごめいふくをお祈りします

12月12日（水）までに住民環境課住民係へ届け出があったもので、承諾を受けた内容について掲載しています。

お年玉

明けましておめでとうございます。本年もよろしくお願いします。今回は1月号ということでお年玉にまつわる法律関係を考えてみようと思います。

お年玉袋を渡し、子どもがこれを受け取ると、贈与契約が成立すると同時に贈与が行われたことになり、お年玉袋の中身は子どものものとなります。もっとも、子どもの親（親権者）には子どもの財産を管理する権利がありますので、子どものお年玉を「これは預かっておくね」と言って取り上げることは法律上許されています。

では、子どもが成人して、「あの時のお年玉返して」と言ってきたら、返さないといけなんでしょうか。民法828条但書は、「子の養育及び財産管理の費用は、その子の財産の収益と相殺したものとみなす」と定めています。お年玉は「子の財産の収益」に当たるため、子どもの養育や財産管理のために親が支払ってきたお金と相殺されることとなります。つまり、返す必要はありません。子どもには地獄のような制度ですね。

もっとも、これらの法律は、お年玉を子どもに自由に使うことや、預かったお年玉を貯金して成人したときに渡すことを禁止していません。家庭の経済状況を踏まえつつ、お年玉を子どものマネー教育の機会として利用するのもいいのかもしれませんが、年間110万円を超えて贈与を受けると税金がかかります。税務上、第三者から子どもがもらったお年玉は親が受けた贈与と扱われることがあるため、ご注意ください。



岩内ひまわり
基金法律事務所
弁護士 金丸 哲大
☎ 0135-61-4777
FAX 0135-61-4888

人の動き 平成30年11月末現在

人	口	15,986人（前月比 +669）
男		8,165人（前月比 +407）
女		7,821人（前月比 +262）
世帯数		8,751世帯（前月比 +666）
うち外国籍住民		1,328人（前月比 +661）